

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年6月29日(月)

NO. 1692号

本号3頁

参院憲法審査会 24日開催 緊急集会などをテーマに意見交換

「いかなる時も民主政治を徹底する緊急集会の根本趣旨の喪失を許さない」小西氏

24日の参院憲法審査会では憲法54条の緊急集会などをテーマに各党が意見交換しました。

憲法改正をめぐり、衆議院で緊急事態条項のイメージ案をもとに討議が行われる中、参議院憲法審査会で緊急集会などをテーマに各党が意見を交わしました。

この中で、▼自民党の中西祐介氏は「どのような状況でも国家機能を維持し、国民主権の原理を働かせるべきだ。緊急集会の活用とともに、国会議員の任期延長による二院制の国会の維持という多層的なセーフティネットが必要だ」と述べました。

▼立憲民主党の小西憲法調査会長は「戦前の非常時の権力乱用を繰り返さず、いかなる時も民主政治を徹底する緊急集会の根本趣旨の喪失を許さない。イメージ案は緊急集会を否定し、権力乱用の歯止めのない国会制度を生み出す」と述べました。

▼国民民主党の川合参議院幹事長は「平時の緊急集会と有事の議員任期延長の2段階で整理すべきだ。衆参両院がそろって政府の監視機能を維持し、内閣の権力乱用を統制することが重要だ」と述べました。

▼公明党の谷合参議院会長は「緊急事態に国会機能を維持していくことは重要だが、何よりも選挙を行うことが大事で、任期の延長に頼らず、緊急集会を最大限活用すべきだ」と述べました。

▼日本維新の会の片山大介氏は「いかなる緊急事態も国会機能や二院制の大原則を維持して権力を統制すべきだ。選挙が実施不可能で国会議員が不在となる事態を避けるには緊急事態条項が必要だ」と述べました。

▼参政党の塩入清香氏は「緊急集会の規定はGHQ体制下で日本政府の原案が認められずにでき上がった妥協の産物であり、国民を守る制度になっているか検証しなければならない」と述べました。

▼れいわ新選組の奥田共同代表は「必要があるときは緊急集会を求めることができる。緊急事態条項による国会議員の居座りも、緊急政令による内閣の独裁も絶対に許さない」と述べました。

▼共産党の山添拓議員は、これまでの審議で、内閣に権限を集中する緊急政令や衆院議員任期延長のための改憲は必要なく「むしろ危険な暴論であることがはっきりした」と主張しました。

山添氏は、10日の参考人の指摘(緊急時には現行憲法54条が定める参院緊急集会で対応が可能)を十分に受け止めるべきだと述べた上で、緊急時の対応は自治体や救急・消防、医療や福祉、学校、公共インフラなどの日常的支えがあってこそできると主張。ところが、緊急事態条項の創設を主張する政党や政治家の多くが、公務員定数や社会保障費を削減し、ケアの現場と当事者に過重な負担を強いているとして「根本的な矛盾だ」と批判しました。

「想定外に備えよ」と主張しながら、現に起こった原発事故のリスクは取り合わず、再稼働や新增設を進めているとも指摘。「『緊急時』の議論は恣意的だ」と強調しました。

山添氏は、徹底した平和主義を掲げる現行憲法は戦時を想定した緊急事態条項を置いていないと説明。国会前で市民らが上げ続けている「戦争反対」「憲法守れ」の声に向き合い、「改憲ありきの論点探しや意見集約を急ごうとするのはただちにやめ、内政も外交も憲法に基づく政治をまっすぐ進めるべきだ」と強調しました。

その後、国民投票法改正案が提案され、審議入り

その後、審査室に国民投票法改正案を提出した自民・維新と国民民主、参政の衆院憲法審査会の委員が入室し、国民投票法の改正案について、自民党の新藤義孝氏が提案しました。

自民党など4党が提出した憲法改正の手続きを定めた国民投票法の改正案が、参議院憲法審査会で審議入りしました。提出者を代表して自民党はいまの公職選挙法にあわせて投票環境の整備などを行うものだと理解を求めました。

憲法改正の手続きを定めた国民投票法をめぐり、自民・維新両党と国民民主党、参政党の4党が提出した改正案は、衆院憲法審査会で18日に採決され、19日の衆院本会議を経て、24日参議院憲法審査会で審議入りしました。

改正案には、投票の立会人のなり手不足が指摘される中、立会人の居住地などの要件を緩和することや悪天候で離島から投票箱を運べない場合などに、現地で開票所を設けることを可能にする内容などが盛り込まれています。

提出者を代表して法案の趣旨説明を行った自民党の新藤・元経済再生担当大臣は、「いまの公職選挙法にあわせて同様の投票環境整備を行うものであり、審議の上、速やかに可決してほしい」と述べました。

この日は、この提案で審査会は閉会しました。次回、審議されます。

一方、与党側は、これに先だって開かれた幹事会で、来月1日に審査会を開いて改正案の質疑と採決を行いたいと提案し、引き続き協議することになりました。

ネット広告規制、最低投票率等の大きな課題は残されたまま

投票環境を公職選挙法に盛り込まれている3項目（・公職選挙法で定められている開票立ち合い人の規定を国民投票法に反映・投票立ち合い人の要件の緩和・FM放送を活用した広報の実施について）、公職選挙法に合わせる形で整備する改正案。

18日の衆院憲法審査課で採決されましたが、賛成49：反対1（畑野議員）でした。

2021年改正時には、広告規制やネット利用の適正化について「施行後3年以内に検討」との附則がありましたが、期限を過ぎても整備は実現していません。今回の改正案でも、立会人規定の整備が中心で、ネット広告規制、最低投票率等は引き続き検討課題として残されています。

25日衆院憲法審 合区解消で審議 合区解消は憲法改正必要ない!!

改憲による「合区」解消を掲げる自民の新藤義孝氏は、都道府県を選挙区の単位とする参院の選挙制度を前提に「社会的、経済的一体性を持つ地域から代表が選ばれるのが望ましい」と主張。都市部と地方の有権者の投票価値の平等のみを基準とする現行の参院選挙制度の在り方を問題視し

「人口減少が進む地域ほど選挙区（の面積）が広がり、地域の民意や実情を把握しきれない議員を選ぶおそれがある」と指摘しました。憲法上に「地域の民意を反映するエリアの根拠」を規定する改憲案を披露しました。

同じく「合区」解消の改憲に賛同の立場を表明している国民民主の玉木雄一郎代表は、緊急事態下の国会議員任期延長と「合区」解消に絞った議論を加速させていくべきだと改めて強調。参政党の和田政宗氏は「憲法上で、地方の声が反映されることの担保が必要だ」と語りました。

一方、維新の馬場伸幸氏は参院の議員定数248を1割削減した上で、現行の選挙区を全国11ブロック単位の選挙区に移行する案を唱えました。「改憲の優先項目として『合区』解消を声高に叫ぶ前に、大ブロック制導入などの抜本改革が立法府の責任だ」と主張しました。

中道の国重徹氏は「合区」解消の必要性には理解を示しつつ、「直ちに憲法改正の議論をすべきではない。まずは参院の選挙制度のあるべき姿の議論が出発点だ」と性急な改憲論議を牽制しました。

2015年突如「2合区10増10減」の改定案・強行採決した自民党

畑野氏が合区成立経過を語り、自民党の党利党略を厳しく批判

共産党の畑野君枝議員は、合区は自民党が党利党略で強行したものだとして強調。同党がその責任を棚上げし、合区の解消ための改憲を主張していることを「言語道断だ」と批判しました。

畑野氏は、2009年の最高裁判決が参院選選挙区間の「1票の格差」是正のため、選挙制度の仕組み自体の見直しを提起し、さらに12年の最高裁判決は「都道府県を参議院選挙の選挙区の単位としなければならない」という憲法上の要請はない」と述べていると指摘。このもとで、10年に参院に設置された「選挙制度に関する検討会」では、当時の西岡武夫議長が総定数を維持し、9ブロックの比例代表制案を提示し、各党が合意に向けた努力をしていたと強調。にもかかわらず、自民党が自らの案を示さず15年に協議を打ち切り、突如「2合区10増10減」の改定案を提示し、採決を強行したと批判しました。さらに、自民党は18年に合区により選挙区から立候補できない党候補者を救済するために比例代表の「特定枠」まで導入したとして、「徹頭徹尾、党利党略のご都合主義だ」と批判しました。

畑野氏は、選挙制度に求められるのは民意の正確な反映と述べ、「都道府県を参院選挙の選挙区の単位とすることをやめ、比例代表を中心とした制度への抜本的な改革が必要」と強調しました。

国旗損壊処罰法案が26日、衆院内閣委員会で賛成多数で可決

日本の国旗を傷つける行為を法律で禁じる国旗損壊処罰法案が26日、衆院内閣委員会で賛成多数で可決されました。法案を提出した自民、日本維新の会、国民民主、参政の4党のほか、チームみらいが賛成に回り、賛成多数で可決しました。参院でも5党で過半数に達するため、今国会で成立する公算が大きいと報じられています。

同法案は「人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法」で「公然と国旗を損壊」した場合、2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金を科すとの内容です。



審議を通じ、立法の必要性や処罰対象のあいまいさといった論点が浮き彫りとなりましたが、法案提出者の答弁では、課題は解消されないままでした。26日の審議では、中道の吉田宣弘氏が、処罰対象の行為となる「不快または嫌悪の情を催させる方法」について「誰が判断するのか。極めて主観的な概念だ」と批判しました。

25日には4人の参考人への意見聴取があり、「将来、憲法訴訟になったときには違憲と判断される可能性が非常に高い」（志田陽子・武蔵野美術大学教授）、「廃案にすることも含め、より慎重な議論が求められる」（江藤隆之（たかひろ）・桃山学院大学教授）といった意見も出ました。

日弁連「政治的な抗議活動や表現活動に対する萎縮効果をもたらす」との声明発す

「日本国旗損壊罪法案」が26日、衆院内閣委員会で可決したのを受け、日本弁護士連合会は同日、同法案に反対する松田純一会長名の声明を公表しました。「国旗損壊罪の創設は、政治的な抗議活動や表現活動に対する萎縮効果をもたらす」などとしている。

声明は「本法案は、国民の内心の自由（憲法19条）、表現の自由（同21条）を侵害するおそれがあり、罪刑法定主義（同31条）の観点からも問題がある」と指摘。その上で「日本においては、過去に日の丸が軍国主義高揚の手段の一つとして使われた歴史的経緯があるため、本法案による『国旗損壊罪』の創設は、日本国憲法が採用した平和主義に逆行するような印象を与えかねない」とした。

また、「政治的な批判表現のみならず、国旗を用いたさまざまな表現自体を萎縮、抑制させることになりかねず、憲法21条が保障する表現の自由を制約するおそれも大きい」とし、「当連合会は、『国旗損壊罪』の創設に反対する」と表明している。